

令和 7 年度植物防疫対策重点推進事項

1 推進方針

農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境保全に配慮した、安全な農産物の生産を行うため、「山口県指定有害動植物等総合防除計画（令和 6 年 3 月策定）」に基づき、次に定める事項を推進するとともに、関係機関・団体が連携を強化し、情報の収集、提供及び防除指導の徹底を図る。

2 重点推進事項

（1）総合防除の推進

ア 総合的病虫害・雑草管理技術（I P M）の推進

病虫害発生予察情報に基づく効率的な防除を実施し、「予防」、「判断」、「防除」の各段階において、耕種的、物理的、生物的な防除技術を組み合わせることにより、化学農薬の使用回数を最小限に抑え、農作物の被害を経済的許容水準以下にコントロールする I P M の普及・定着を推進する。

イ ローテーション散布の徹底

同一系統の薬剤を連続使用すること等による病虫害への薬剤耐性・抵抗性の発達を防ぐため、ローテーション散布等を徹底する。

（2）農薬適正使用等の推進

ア 農薬適正使用の周知徹底

研修会の開催や各種パンフレットの配布等に加え、農薬危害防止運動の強化月間を 5 月 1 日～6 月 3 0 日、1 0 月 1 日～1 1 月 3 0 日と定め、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺住民や環境等への配慮を徹底する。

特に、無人航空機による農薬散布に当たっては、防除委託者及び防除実施者が連携して、より一層の安全確保と周辺への配慮に努めるよう徹底を図る。

イ 生産履歴記帳の徹底

農業者が取り組む生産履歴の記帳を徹底するとともに、チェック機能の強化により、更なる安全な農作物の生産体制づくりを推進する。

ウ 水田における農薬等の流出防止の徹底

水田における農薬使用は、止水に関する注意事項と農薬使用基準の遵守を徹底し、止水期間を1週間程度として農薬成分の河川等への流出を防止するよう周知を図る。

また、農業生産活動による生態系への影響を軽減するため、代かきや調整水田の除草のための水張り耕うんによる濁水、肥料成分や被覆肥料の被膜殻（プラスチック）の河川等への流出を防止するよう田面水の適正管理を徹底する。

エ 農産物の安全性の確保

消費者から信頼される農産物が安定供給されるよう、出荷前農産物の農薬残留分析検査等による農産物の安全性確保対策を推進する。

オ 蜜蜂に対する影響の防止・低減

蜜蜂に対する農薬の影響を防止・低減するため、山口県養蜂農業協同組合等の養蜂関係者と農薬使用者・農業団体等が緊密に連携し、農薬使用に際しては、事前に農薬使用予定を情報提供するなど、農薬危害防止対策を推進する。

（３）農業生産工程管理（GAP）の推進

農薬の適正使用を始め、農業生産活動におけるリスクの未然防止の観点から、重点推進事項が効率的・効果的に実施されるよう、生産者・生産者組織等に対してGAP手法の積極的な活用や導入を推進する。

（４）環境負荷低減事業活動の推進

ア 持続性の高い農業生産方式の普及・定着

土壌分析に基づく堆肥の適正施用による土づくりや有機質肥料の利用、生物農薬や病害虫抵抗性品種の導入等、「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定められた技術の普及・定着を推進する。

イ エコやまぐち農産物生産等の取組拡大

化学肥料及び化学農薬の使用を県慣行基準より50%以上低減したエコやまぐち農産物の生産拡大の取組（有機農業を含む）を推進する。